サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。）

⑵　要介護状態等になることを予防し、又は要介護状態等を軽減させ、若しくはその悪化を防止するとともに地域住民相互の交流を促進することを目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、⑴の事業その他厚生労働省令で定める事業を一体的に実施するための拠点を運営する事業

12　第一号介護予防支援事業の実施に関する事項

⑴　市町村が老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に一括して委託しなければならないとされている事業から、第一号介護予防支援事業を除く。（第百十五条の四十七第二項関係）

⑵　第一号介護予防支援事業について、市町村は、居宅要支援被保険者に係るものに限らず、当該事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該事業の実施を委託することができるものとする。（第百十五条の四十七第五項関係）

13　支援会議の見直しに関する事項

⑴　介護保険法第百十五条の四十八第一項に規定する会議（以下この13において「支援会議」という。）は、当該支援会議が置かれている市町村において、社会福祉法第百六条の三の二第一項に規定する支援会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する支援協議会、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第八十一条第一項に規定する支援協議会、生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議その他の支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むための支援体制の構築に資する会議が組織され、又は置かれているときは、これらの会議と相互に連携を図るよう努めなければならないものとする。（第百十五条の四十八第五項関係）

⑵　市町村は、支援会議の実施について、その一部を地域包括支援センターの設置者に委託することができるものとする。（第百十五条の四十八第六項関係）

⑶　市町村又は⑵により委託を受けた地域包括支援センターの設置者は、支援会議の運営に当たり包括的支援事業との連携を図ることその他地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。（第百十五条の四十八第七項関係）

⑷　その他所要の改正を行う。

14　市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の見直しに関する事項

⑴　市町村介護保険事業計画について、次に掲げる事項について定めるものとする。（第百十七条第二項第三号、第四号関係）

イ　介護給付等対象サービスの種類ごとの量及び地域支援事業の量に関する中長期的な推計

ロ　介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関し、中長期的な観点から市町村が取り組むべき施策に関する事項

⑵　市町村介護保険事業計画について、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。（第百十七条第三項第四号～第五号関係）

イ　介護給付等対象サービスの提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、介護支援専門員その他の当該業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い介護給付等対象サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項

ロ　介護支援専門員その他の地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

ハ　地域支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

⑶　市町村は、市町村介護保険事業計画に、介護保険法第百十七条第二項第一号及び第二号並びに⑴イに掲げる事項を定めるに当たっては、次に掲げる事項を勘案しなければならないものとする。（第百十七条第五項関係）

イ　当該市町村が定める区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び第６の４⑹の登録有料老人ホーム並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する登録住宅のそれぞれの入居定員総数

ロ　当該市町村が属する都道府県が定める区域ごとの当該区域における医療に関する専門的知識を有する者と介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者との連携の状況

⑷　市町村は、市町村介護保険事業計画のうち、⑴イに掲げる事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならないものとする。（第百十七条第十四項関係）

⑸　都道府県介護保険事業支援計画について、次に掲げる事項について定めるものとする。（第百十八条第二項第二号、第三号、第五号関係）

イ　介護給付等対象サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計

ロ　介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関し、中長期的な観点から都道府県が取り組むべき施策に関する事項

ハ　介護給付等対象サービスの提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、介護支援専門員その他の当該業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い介護給付等対象サービスの提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の促進に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項（その目標に関する事項を含む。）

⑹　その他所要の改正を行う。

15　協議会に関する事項

⑴　都道府県は、１⑵の取組を促進するため、当該都道府県の区域内における市町村、公共職業安定所、都道府県福祉人材センター、介護労働安定センター、介護サービス事業者を構成員とする団体、教育機関その他の関係機関により構成される協議会を置くものとする。（第百二十条の三関係）

⑵　⑴の協議会は、１⑵の取組を促進するため、当該取組に係る状況その他の実情について必要な情報の交換を行うとともに、その実情に応じた当該取組を促進するための方策について協議を行うものとする。（第百二十条の四第一項関係）

⑶　その他所要の改正を行う。

16　登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援の創設等に関する事項

⑴　「登録施設介護支援」とは、登録施設要介護者（要介護者であって、第６の４⑹の登録有料老人ホームにおける居室において介護を受けるものをいう。）が指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、特定地域居宅サービス等事業に係る居宅サービス又はこれに相当するサービス及びその他の第６の４⑹の登録有料老人ホームにおける居室において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下「指定登録施設サービス等」という。）の適切な利用等をすることができるよう、当該登録施設要介護者の依頼を受けて、次に掲げる支援を行うことをいい、「登録施設介護支援事業」とは、登録施設介護支援を行う事業をいうものとする。（第八条第二十四項関係）

イ　当該登録施設要介護者の心身の状況、その置かれている環境その他の当該登録施設要介護者の事情を、その入居する第６の４⑹の登録有料老人ホームの設置者